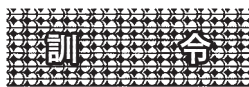


めに必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課



長野県訓令第11号

本庁内部部局
現 地 機 関

職務に専念する義務の特例に関する訓令（昭和61年長野県訓令第9号）の一部を次のように改正し、平成28年7月1日から施行します。

平成28年6月30日

長野県知事 阿 部 守 一

本則の1及び5の表中

「一般社団法人信州・長野県観光協会」を

「一般社団法人長野県観光機構」に改める。

人事課コンプライアンス推進室